

旭川市社会福祉協議会・旭川市へのヒアリング 概要

～金融機関から預金引き出し「同行」「代理」への理解を得るには？～

- 旭川市では、成年後見支援センター（市から市社協に委託）が実施する緊急事務管理「**成年後見制度活用促進事業（後見人選任前の金銭管理等支援）**」や日常生活自立支援事業において、**市内複数の金融機関から利用者の預金引き出し（同行・代理）に対し円滑にに応じていただけている**ことが明らかとなった。（第6回モデル事業実施自治体等連絡会（R4.11.18））
- 本ヒアリングでは、金融機関から理解を得られている要因（説明の方法・提出する様式等）について確認した。

事業開始前

● 事業の開始のきっかけ

- 市内の事業者から「成年後見制度を利用できるまでの期間の金銭管理に困る」等の声が寄せられる。
- そうした中、「成年後見人が選任されるまでの緊急的な預金引き出しが必要」になる事案が発生。
支払先の請求書と社会福祉協議会職員の身分証で対応していただいた（金融機関B）。

● 平成30年より事業の検討を開始し、平成31年より開始

- 従前より、市民後見人の登録が多いものの受任されず、更なる活動の場が必要であったことから、担い手は市民後見人候補者等、また市社協の法人後見担当職員（市民後見人が引き受けられない場合）とした。

● 市内複数の金融機関に説明するも、反応は鈍い・・・

- 金融機関A、金融機関Cに事業説明。
- 金融機関Aには事業の要綱を持参。事業趣旨に理解は得られたものの、「全支店で一律に、この事業の利用者だからという理由で預金引き出しの判断はできない」という反応であった。

● 一括対応は難しかったが、個別対応を重ねていく

【金融機関への説明・持参資料】

- 初回引き出しの際の、利用者の状況説明（市民後見人・法人後見担当職員いずれが担う場合も）
- 支払が必要な理由を説明する根拠書類（請求書等）
- 自筆署名が記載された預金引き出しの依頼様式（日常生活自立支援事業で北海道社協が作成したものを改良）
- 通帳、印鑑
- 身分証明書（職員証、市民後見人の名刺）

➡事業開始時には協議が難航すると思われる金融機関Aも、個別対応には支店問わず対応いただけている。

市民後見人は「同行」対応のみ。「代理」は社協の法人後見担当職員が対応（現在2件対応中）。

➡1回あたりの引き出し額は最高でも3万円。10万円以上を引き出すことはない。

現在

旭川市社協 担当者所感

- 真っ向から「全支店で対応してほしい」と言うと懸念を示されるのではないか。本店から支店に一律対応を指示いただくことは難しいが、支店ごとであれば個別に対応していただける。